正誤

ページ	段	行	誤	正
			令和二年十二月二十八日(号外第二百七十七号)	
			目次欄中	
			(原稿誤り)	
三一	〃	一二(終りから)	第五条第一項第四号	第三条第一項
〃	〃	〃一二～一一	基づき、博物館	基づき、研究所、博物館
〃	〃	〃八～七	第六条	第四条
			令和二年十二月二十八日(号外第二百七十七号)	
			内閣府告示第百十四号（公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件）	
			（原稿誤り）	
五二〇		一四	第五条第一項第四号	第三条第一項
〃		〃	基づき、博物館	基づき、研究所、博物館
〃		一五	第六条	第四条
〃		〃	第五条第二項	第三条第二項
〃		一六	第十五号	第十四号

本紙：令和5年9月25日より引用しております。